

議案第 9 4 号

岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ  
うに定めるものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

## 岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の給与の特例に関する条例（平成28年岩倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成31年3月31日」を「同年12月31日」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（昇給の特例）

第4条 平成31年1月1日における給与条例第6条第4項（岩倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩倉市条例第5号）第16条及び第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「7級以上であるものにあつては、3号給」とあるのは、「7級以上であるものにあつては1号給、6級であるものにあつては3号給」とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。